

○松本市建設工事成績評定要領

平成6年12月1日

訓令乙第29号

改正 平成13年10月30日訓令乙第23号

平成21年3月31日訓令乙第5号

平成24年3月30日訓令乙第10号

平成25年1月25日訓令乙第3号

平成26年3月31日訓令乙第13号

平成27年3月31日訓令乙第3号

平成30年8月30日訓令乙第18号

令和5年4月1日訓令乙第2号

令和7年5月15日訓令乙第41号

(目的)

第1条 この要領は、松本市建設工事検査施行要綱(平成6年訓令甲第16号。以下「要綱」という。)第5条第1項に規定する、工事成績評定書の作成に係る建設工事の評定(以下「評定」という。)の基準等を定めることを目的とする。

(評定の対象)

第2条 評定の対象となる建設工事は、請負代金の額が1件200万円を超える建設工事(災害復旧等の緊急工事及び修繕工事等を除く。)とする。

(評定の方法)

第3条 評定は、建設工事請負契約ごとに独立して行うものとする。

2 評定は、要綱に定める工事成績評定書により行うものとする。

3 評定は、監督又は検査において確認した事項に基づき、評定者ごとに的確かつ公正に行うものとする。この場合において、評定者となる監督職員又は検査職員が複数あるときは、それらの者が協議のうえ行うものとする。

4 監督職員が行った評定結果については、担当係長及び工事担当課長の承認を受けるものとする。

5 考査項目のうち工事特性、創意工夫、社会性等については、当該建設工事における実施状況を考慮するものとする。

6 考査項目のうち法令遵守等については、当該建設工事における状況を考慮し、当該建設工事完了後において事実が生じた場合もその評価の対象とする。

(工事評定点)

第4条 評定者ごとの工事評定点は、考査項目ごとの評定点の合計(法令遵守等を除く。)に、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、同表下欄に掲げる配分率を乗じて得た点数とする。この場合において、小数点以下第1位未満の端数があるときは、当該端数を四捨五入し、当該工事評定点は、小数点第1位で表示する。

評定者	監督職員	工事担当課長	検査職員
配分率	0.4	0.2	0.4

- 2 前項の規定による評定者ごとの工事評定点を合算したものから法令遵守等に係る評定点を減じ、小数点以下切り捨てにより整数として表示したものを当該建設工事の工事評定点の合計とする。

（評定結果の通知等）

第5条 市長は、評定者から工事成績評定書の提出があったときは、当該建設工事の受注者に対し、遅滞なく、松本市建設工事施行規則（平成6年規則第12号）第22条第2項に規定する検査結果通知書及び要綱第5条第1項に規定する項目別評定点により評定結果を通知するものとする。

（評定の修正・通知等）

第6条 市長は、前条の評定結果を通知した後、当該評定を修正する必要があると認める場合は、修正しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による修正は、工事成績修正評定書（様式第1号）により行い、遅滞なく、その結果を当該工事の受注者に工事成績評定修正通知書（様式第2号）及び項目別修正評定点（様式第3号）により通知するものとする。

（評定結果の公表）

第7条 市長は、評定結果を公表する。

- 2 公表の方法は閲覧によるものとし、閲覧に供する書類は、工事成績評定閲覧書（様式第4号）及び工事成績評定修正閲覧書（様式第5号）その他市長が定めるものとする。
- 3 閲覧の場所は総務部工事検査課とし、閲覧の時間は開庁日の午前9時から午後5時までとする。
- 4 閲覧の期間は、閲覧を開始した日から当該開始した日の属する年度の翌年度の3月31日までとする。
- 5 評定結果を閲覧しようとする者は、閲覧簿に必要事項を記入して閲覧するものとする。

（説明請求等）

第8条 第5条の規定による検査結果通知書又は第6条の規定による工事成績評定修正通知書を受けた受注者は、通知を受けた日から起算して14日以内に評定内容説明（再説明）請求書（様式第6号）により、市長に対して評定の内容の説明を求めることができる。

- 2 市長は、前項の説明を求められたときは、工事成績評定（修正）に係る説明書（様式第7号）により回答するものとする。

（再説明請求等）

第9条 前条第2項の規定による回答を受けた受注者で、当該回答に異議のある者は、回答を受けた日の翌日から起算して14日以内に評定内容説明（再説明）請求書により、市長に対して再

説明を求めることができる。

2 市長は、前項の再説明を求められたときは、松本市工事成績評定審査委員会(以下「審査委員会」という。)の審査を経た上で、工事成績評定(修正)に係る再説明書(様式第8号)により回答するものとする。

3 審査委員会は、総務部長、財政部長、事業担当課の属する部の部長、工事担当課の属する部の部長、工事検査課長、契約管財課長、事業担当課長及び工事担当課長をもって組織する。

(補則)

第10条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成6年12月1日から施行する。

附 則(平成13年10月30日訓令乙第23号)

この訓令は、平成13年11月1日から施行する。

附 則(平成21年3月31日訓令乙第5号)

(施行期日)

1 この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令による改正後の松本市建設工事成績評定要領の規定は、この訓令の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行う工事検査に係るものから適用し、施行日前に行う工事検査については、なお従前の例による。

附 則(平成24年3月30日訓令乙第10号)

(施行期日)

1 この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令による改正後の松本市建設工事成績評定要領の規定は、この訓令の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行う工事検査に係るものから適用し、施行日前に行う工事検査については、なお従前の例による。

附 則(平成25年1月25日訓令乙第3号)

(施行期日)

1 この訓令は、平成25年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令による改正後の松本市建設工事成績評定要領の規定は、この訓令の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行う評定に係るものから適用し、施行日前に行う評定については、なお従前の例による。

附 則(平成26年3月31日訓令乙第13号)

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月31日訓令乙第3号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令による改正後の松本市建設工事成績評定要領の規定は、この訓令の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行う評定に係るものから適用し、施行日前に行う評定に係るものについては、なお従前の例による。

附 則(平成30年8月30日訓令乙第18号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成30年8月30日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令による改正後の松本市建設工事成績評定要領の規定は、この訓令の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行う評定に係るものから適用し、施行日前に行う評定に係るものについては、なお従前の例による。

附 則(令和5年4月1日訓令乙第2号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令による改正後の松本市建設工事成績評定要領の規定は、この訓令の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行う評定に係るものから適用し、施行日前に行う評定に係るものについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和7年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令による改正後の松本市建設工事成績評定要領の規定は、この訓令の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行う評定に係るものから適用し、施行日前に行う評定に係るものについては、なお従前の例による。

様式第1号(第6条関係)

工事検査課			工事担当課			契約管財課		財政部長
係長	課長補佐	課長	監督職員	担当係長	課長	係長	課長	

(工事検査課保管)

工 事 成 績 修 正 評 定 書

年 月 日作成

台帳番号		工事担当課	
工事名			
工事場所			
受注者			
請負代金額(最終)	¥ ー		
工期(最終)	年 月 日 から 年 月 日 まで		
竣工年月日	年 月 日		
竣工検査年月日	年 月 日		
評定者	評定点 / 満点		
①監督職員	修正前	点	／40.0点
	修正後	点	
②工事担当課長	修正前	点	／20.0点
	修正後	点	
③検査職員	修正前	点	／40.0点
	修正後	点	
④法令遵守等	修正前	点	
	修正後	点	
⑤評定点合計	修正前	点	／100.0点
	修正後	点	

(注1) ⑤=(①×0.4+②×0.2+③×0.4)+④

(注2) 各評定者の評定点は、少数第1位(少数第2位を四捨五入)までとする。

(注3) 評定点合計⑤は、小数点以下切り捨てにより整数とする。

年 月 日

受注者
所在地
商号又は名称
代表者氏名 様

松本市長 印

工 事 成 績 評 定 修 正 通 知 書

貴社が受注した工事について、建設工事成績評定要領に基づき評定結果を修正したので通知します。

なお、評定結果に異議がある場合には、この通知を受けた日から14日（休日を含む）以内に、異議の旨を附記した書面により説明を求めることができます。

説明の請求に対しては、書面により回答します。

記

- 1 工事名 工事
- 2 工事場所
- 3 工 期 年 月 日 から 年 月 日 まで
- 4 竣工年月日 年 月 日
- 5 竣工検査年月日 年 月 日
- 6 修正評定点 点

項 目 別 修 正 評 定 点

評価項目	細 別	評定点		／	満点
1 施工体制	施工体制一般	修正前	点	／	3.3 点
		修正後	点		
	配置技術者	修正前	点	／	4.1 点
		修正後	点		
2 施工状況	施工管理	修正前	点	／	13.0 点
		修正後	点		
	工程管理	修正前	点	／	8.1 点
		修正後	点		
	安全対策	修正前	点	／	8.8 点
		修正後	点		
	対外関係	修正前	点	／	3.7 点
		修正後	点		
3 出来形及び出来ばえ	出来形	修正前	点	／	14.9 点
		修正後	点		
	品質	修正前	点	／	17.4 点
		修正後	点		
	出来ばえ	修正前	点	／	8.5 点
		修正後	点		
4 工事特性	施工条件等への対応	修正前	点	／	7.3 点
		修正後	点		
5 創意工夫	創意工夫	修正前	点	／	5.7 点
		修正後	点		
6 社会性等	地域への貢献等	修正前	点	／	5.2 点
		修正後	点		
7 法令遵守等(減点のみ)		修正前	点		
		修正後	点		
評定点合計		修正前	点	／	100 点
		修正後	点		

工 事 成 績 評 定 関 覧 書

工事名 工事

工事場所

工期 年 月 日 から 年 月 日 まで

竣工検査日 年 月 日

受注者

項 目 別 評 定 点

評定項目	細別	評定点 / 満点
1 施工体制	施工体制一般	点 / 3.3点
	配置技術者	点 / 4.1点
2 施工状況	施工管理	点 / 13.0点
	工程管理	点 / 8.1点
	安全対策	点 / 8.8点
	対外関係	点 / 3.7点
3 出来形及び出来ばえ	出来形	点 / 14.9点
	品質	点 / 17.4点
	出来ばえ	点 / 8.5点
4 工事特性	施工条件等への対応	点 / 7.3点
5 創意工夫	創意工夫	点 / 5.7点
6 社会性等	地域への貢献度	点 / 5.2点
7 法令遵守等(減点のみ)		点
評定点合計		点 / 100点

工事成績評定修正閲覧書

工 事 名

工 事 場 所

工 期

竣 工 検 査 日

受 注 者

工 事

年 月 日 から 年 月 日 まで

年 月 日

項 目 別 修 正 評 定 点

評価項目	細 別	評定点		／	満点
1 施工体制	施工体制一般	修正前	点	／	3.3 点
		修正後	点		
	配置技術者	修正前	点	／	4.1 点
		修正後	点		
2 施工状況	施工管理	修正前	点	／	13.0 点
		修正後	点		
	工程管理	修正前	点	／	8.1 点
		修正後	点		
	安全対策	修正前	点	／	8.8 点
		修正後	点		
	対外関係	修正前	点	／	3.7 点
		修正後	点		
3 出来形及び出来ばえ	出来形	修正前	点	／	14.9 点
		修正後	点		
	品質	修正前	点	／	17.4 点
		修正後	点		
	出来ばえ	修正前	点	／	8.5 点
		修正後	点		
4 工事特性	施工条件等への対応	修正前	点	／	7.3 点
		修正後	点		
5 創意工夫	創意工夫	修正前	点	／	5.7 点
		修正後	点		
6 社会性等	地域への貢献等	修正前	点	／	5.2 点
		修正後	点		
7 法令遵守等(減点のみ)		修正前	点		
		修正後	点		
評定点合計		修正前	点	／	100 点
		修正後	点		

様式第6号(第8条、第9条関係)

年 月 日

(あて先)松本市長

受注者

所在地

商号又は名称

代表者氏名



評定内容説明(再説明)請求書

年 月 日付けで通知のあった工事成績評定(修正)の内容について、下記のとおり説明(再説明)を請求します。

記

- | | |
|-----------------|----|
| 1 工事名 | 工事 |
| 2 工事場所 | |
| 3 説明(再説明)を求める事項 | |

※ 説明(再説明)を求める事項は、その根拠も含めて具体的に記入してください

年 月 日

受注者

所在地

商号又は名称

代表者氏名 様

松本市長 印

工事成績評定(修正)に係る説明書(回答)

年 月 日付けで貴社から説明請求のあった評定内容について、下記のとおり回答します。

なお、本回答に異議があるときは、回答を受けた日の翌日から起算して14日以内に、書面により再説明を請求することができます。

記

- 1 工事名 工事
- 2 工事場所
- 3 説明請求に対する回答

様式第8号(第9条関係)

年 月 日

受注者

所在地

商号又は名称

代表者氏名 様

松本市長 印

工事成績評定(修正)に係る再説明書(回答)

年 月 日付けで貴社から再説明請求のあった評定内容について、下記のとおり回答します。

記

- 1 工事名 工事
- 2 工事場所
- 3 再説明請求に対する回答